

日本赤十字社、中央共同募金会並びに日本放送協会及びNHK厚生文化事業団を通じて寄せられた義援金の第2次配分（第9回）の栃木県における配分について

1 経過

日本赤十字社等を通じて寄せられた義援金について、平成25年6月～平成26年3月受付分として6月20日に本県へ配分があった。

なお、本義援金（15都道府県への義援金）は平成26年3月末で受付期間を終了している。

2 第2次配分（第9回）の各都道府県への配分

第2次配分方法（ポイント制（以下P））に基づき日本赤十字社から次により配分。

死亡・住家全壊数は1P、住家半壊数は0.5Pとして積算。

・栃木県：1680.0 P 配分額：33,483,509 円

全 国：318,356.0 P 配分額：5,331,598,452 円

栃木県配分額には義援金最終残金の15都道府県均等割り分9,193円を含む。

3 栃木県における配分方法について

日本赤十字社からの配分額に、これまでに市町から返金のあった金額を加算し、1Pに割り戻した上で、市町毎のポイント数に応じて配分する。

・配分額：33,483,509 円 (A)

・市町から県への返金額 1,048,004 円 (B)

（前回配分までに義援金配分対象者死亡等により各市町から県あて返金があったもの）

・1Pあたりの額

((A) + (B) 34,531,513 円) ÷ 1680.0 P = 20,554.472... 円 ≒ 20,554 円

・0.5Pあたりの額 20,554 円 ÷ 2 = 10,277 円

・小数点以下の端数分合計 793 円の剰余金が発生

第2次配分（第9回）

区分(ポイント)	1件当たり配分額(円)	件数	配分額計(円)
死亡(1P)	20,554	6	123,324円
住家全壊(1P)	20,554	680	13,976,720円
住家半壊(0.5P)	10,277	1,988	20,430,676円
		市町配分総額	34,530,720円
		<u>県配分額との差し引き(剰余金)</u>	<u>793円</u>

4 剰余金について

3で発生した配分することができない剰余金 793 円(端数分合計)については、引き続き日赤で受け付けをしている被災4県（岩手、宮城、福島、茨城）への義援金として寄附する。